

国立大学法人奈良国立大学機構産地学官連携ポリシー

令和7年1月20日
奈良教育大学・奈良女子大学
教育研究評議会承認

国立大学法人奈良国立大学機構（以下「機構」という。）は、その経営方針に「地域の文化・学術、自治体、産業界等との教育研究資源の互惠的活用」を目標として掲げており、機構が設置する奈良教育大学及び奈良女子大学（以下「両大学」という。）は、それぞれが定めている目的・基本的な目標又は基本理念と教育・研究目標の下に、知的財産をはじめとした多様な研究成果による社会貢献を行う使命がある。このため、「国立大学法人奈良国立大学機構 産地学官連携ポリシー」を定め、国内外の産業界、地域社会、国の発展に資する産地学官連携を積極的に展開するとともに、社会貢献を通じた両大学の教育・研究活動の活性化・高度化を行う。

1. 国立の教員養成大学又は女子大学としての特長を活かした産地学官連携を推進する。
2. 産業界や地方公共団体等との共同研究、受託研究等による多様な産地学官連携に加え、スタートアップ創出や地域との持続的な連携モデルの構築にも取り組み、知的財産をはじめとする多様な両大学の知の活用を進め、社会の発展や課題解決に寄与する。
3. 産地学官連携を通じて、両大学の教育・研究活動の基盤を向上させ、教員養成機能の強化・研究の高度化・学際研究の推進を図る。
4. 産業界や地方公共団体等との対話・連携によるカリキュラムの充実やアントレプレナーシップ教育をはじめとした実践的な教育プログラムの展開を図り、持続可能な社会づくりに貢献できる教員養成・教員研修や男女共同参画社会をリードする女性人材の育成を行う。また、産業界や地方公共団体等の社会のニーズに対応したリカレント教育を通じて社会人の新たな学び直しの機会を提供する。
5. 両大学の研究成果等（学術論文、知的財産、研究データ等）を産業界や地方公共団体等の社会が活用できるよう、これらの情報を積極的に発信する。
6. 産地学官連携を公正かつ効果的に行うため、法令等及び行動規範を遵守し、社会への説明責任を果たす。